

介護保険で受けられるサービス

訪問サービス

自宅を訪問してもらい、介護サービスや医療サービスを受けることができます。

- ①ホームヘルプ（訪問介護）②訪問入浴介護 ③訪問看護
④訪問リハビリ ⑤居宅療養管理指導

短期間施設に入所するサービス

介護保険施設に短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

- ①ショートステイ（短期入所生活／療養介護）

施設入所サービス

要介護と認定された人は施設に入所することができます。自宅での生活が困難な人のために3タイプの施設があります。

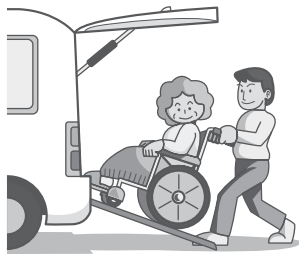
- ①特別養護老人ホーム ②老人保健施設 ③療養病床等
※要支援1・2の方は利用できません。



通所サービス

事業所に通って受けるサービスです。利用者同士の社会的ふれあいの機会をもてる効果もあります。

- ①デイサービス（通所介護）②デイケア（通所リハビリテーション）



居宅での暮らしを支えるサービス

自宅での生活を支えるために、福祉用具の貸与を受けたり購入することができます。床の段差解消など住まいの改修も援助します。

- ①福祉用具貸与 ②特定福祉用具購入 ③住宅改修費支給

地域密着型サービス

認知症の高齢者が共同生活する住宅で、食事、入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

- ①グループホーム（認知症対応型共同生活介護）
※要支援1の方は利用できません。



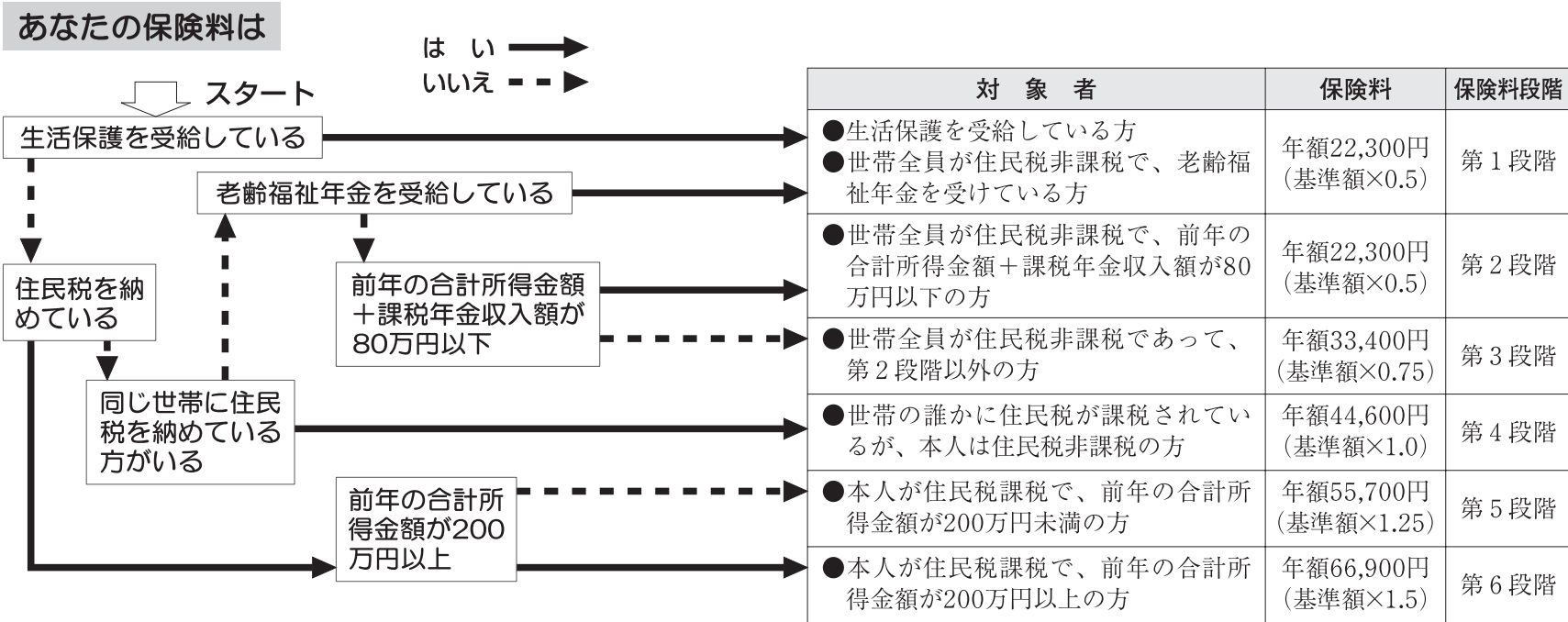
65歳以上の方の介護保険料

65歳以上の方の介護保険料は、介護サービスにかかる費用などから算出される基準額をもとに、皆さんの所得に応じて設定されます。市ではその世帯員の住民税の課税状況などにより6段階の保険料に分け、個人ごとの保険料を決めています。
注意：40歳から64歳までの医療保険に加入している方の介護保険料は、収入や加入している医療保険によって異なります。

基準額
44,600円

=

八潮市の介護サービス総費用のうち65歳以上の人の負担分
八潮市の65歳以上の人数



保険料を納めないでいると

- ①1年以上滞納すると
サービスにかかる費用を全額自己負担し、申請により後で保険給付分の9割が支払われます。
- ②1年6ヵ月以上滞納すると
保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなります。
- ③2年以上滞納すると
利用者負担が1割から3割に引き上げられたり、高額介護サービス費が受けられなくなります。

※平成18年度から65歳以上で、前年の合計所得金額が125万円以下の方の非課税措置が段階的に廃止されたことに伴い、所得が変わらないのに保険料が大きく変わることがないように、平成20年度までは、保険料の緩和措置が適用となります。

円高齢いきがい課

介護支援係 ☎内449

介護給付係 ☎内443